

付録 12. 九州大学大学院総合理工学府規則

九州大学大学院総合理工学府規則

平成 16 年度九大規則第 133 号

制 定：平成 16 年 4 月 1 日

最終改正：平成 27 年 3 月 31 日

(平成 26 年度九大規則第 174 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、九州大学大学院通則（平成 16 年度九大規則第 3 号）及び九州大学学位規則（平成 16 年度九大規則第 86 号）により各学府規則において定めるように規定されている事項その他総合理工学府（以下「本学府」という。）の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第 1 条の 2 本学府は、物質、エネルギー、環境及びその融合分野における環境共生型科学技術に関する高度の専門知識と課題探求・解決能力を持ち、持続発展社会の構築のためにグローバルに活躍できる技術者や研究者となる人材を養成する。

(専門分野)

第 2 条 本学府の各専攻に、次の専門分野を置く。

専攻	専門分野
量子プロセス理工学専攻	電気プロセス工学 光機能材料工学 量子物性学 分子プロセス工学 分子材料科学 機能物性評価学
物質理工学専攻	固体表面科学 固体材料設計学 分子物性計測学 材料物性学 物質構造化学 有機合成化学 融合材料科学 新素材開発工学
先端エネルギー理工学専攻	高密度エネルギー理工学 先端エネルギーシステム開発学 炉心理工学 高エネルギー物質理工学 先端エネルギーシステム学
環境エネルギー工学専攻	流動熱工学 熱環境工学 エネルギー有効利用工学 輸送現象学
大気海洋環境システム学専攻	流体環境学 環境基礎解析学 環境計測学 環境予測学 海洋機器開発

(国際コース)

第2条の2 本学府の次の各号に掲げる専攻の修士課程に、国際コース（英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。以下同じ。）として、当該各号に定めるコースを置く。

- (1) 量子プロセス理工学専攻 量子プロセス理工学専攻グローバルコース
- (2) 物質理工学専攻 物質理工学専攻グローバルコース
- (3) 先端エネルギー理工学専攻 先端エネルギー理工学専攻グローバルコース
- (4) 環境エネルギー工学専攻 環境エネルギー工学専攻グローバルコース
- (5) 大気海洋環境システム学専攻 大気海洋環境システム学専攻グローバルコース

2 本学府の各専攻の博士後期課程に、国際コースとして、グリーン理工学国際コースを置く。

(決断科学大学院コース)

第2条の3 本学府の各専攻に、持続可能性に関する広範な知識を有し、社会的な課題に関する専門・学際科学の成果を統合した新たな学識を兼ね備え、国際社会で活躍できるリーダーの養成を行うため、九州大学博士課程教育リーディングプログラムに関する規則（平成24年度九大規則第34号。以下「リーディングプログラム規則」という。）第3条に規定する決断科学大学院プログラムを実施するコースとして、決断科学大学院コースを置く。

2 決断科学大学院コースは、修士課程から博士後期課程までの一貫した学位プログラムとする。
(グリーンアジア国際戦略コース)

第2条の4 本学府の次に掲げる専攻に、経済成長と資源効率向上を両立したアジアの実現に資する理工系リーダーの養成を行うため、リーディングプログラム規則第3条に規定するグリーンアジア国際戦略プログラムを実施するコースとして、グリーンアジア国際戦略コースを置く。

- (1) 量子プロセス理工学専攻
- (2) 物質理工学専攻
- (3) 環境エネルギー工学専攻

2 グリーンアジア国際戦略コースは、修士課程から博士後期課程までの一貫した学位プログラムとする。

(入学考査)

第3条 入学を志願する者に対する考査は、学力検査、出身大学の成績証明書その他本学府の定める資料によって行うものとする。

(学期)

第4条 1学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業及び研究指導)

第5条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目、単位、履修方法及び試験等)

第6条 各専攻（グローバルコース（第2条の2第1項各号のコースをいう。以下同じ。）、グリーン理工学国際コース及びグリーンアジア国際戦略コースを除く。）の授業科目、単位及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

- 2 グローバルコースの授業科目、単位及び履修方法は、別表第2のとおりとする。
- 3 グリーン理工学国際コースの授業科目、単位及び履修方法は、別表第3のとおりとする。
- 4 グリーンアジア国際戦略コースの授業科目、単位及び履修方法は、別表第4のとおりとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することがある。

6 単位計算の基準は、講義及び演習については15時間又は30時間をもって1単位、実験及び実習については30時間又は45時間をもって1単位とする。

第6条の2 決断科学大学院コースの授業科目、単位及び履修方法は、リーディングプログラム規則第7条のとおりとする。

第7条 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、指導教員の指示に従って選定し、総合理工学府長（以下「本学府長」という。）に届け出なければならない。

- 2 学府において、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して履修させることができる。
- 3 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、本学府長が特に必要があると認めるときは、課程修了の要件となる単位として認定することができる。
- 第8条 試験は、履修した各授業科目につき、その授業科目の授業終了の学期末又は学年末に行うものとする。
- 第9条 単位修得の認定は、本学府教授会の議を経て、本学府長がこれを行う。
(他の大学院における授業科目の履修等)
- 第10条 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府が指定する他の大学の大学院の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、10単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。
- 3 教育上有益と認めるときは、本学府教授会の議を経て、他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。
- 4 第1項又は第3項の規定により授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けようとする学生は、本学府長の許可を得なければならない。
- 第11条 外国の大学院（本学府教授会の議を経て承認された大学院に限る。）に留学した期間は、修士課程及び博士後期課程を通して、1年間を限度として課程修了の要件となる在学期間として取り扱うことができる。
- 2 前項の外国の大学院において修得した単位は、本学府教授会の議を経て、10単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。
- 第12条 第10条第2項及び前条第2項の規定により課程修了の要件として認定できる単位数は、あわせて10単位を超えることができない。
(修士課程の修了要件)
- 第13条 本学府の修士課程（グリーンアジア国際戦略コースを除く。）の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、第6条に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の規定による特定の課題についての研究の成果の審査に合格することを修了要件とすることができるのは、本学府教授会の議を経て、本学府長が特に必要と認めた場合に限るものとする。
- 第13条の2 本学府の修士課程（グリーンアジア国際戦略コース）の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、第6条第4項に定める授業科目について40単位以上を修得し、かつ、次に掲げる試験及び審査に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査
(博士課程の修了要件)
- 第14条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第6条に定める授業科目について40単位以上で専攻ごとに別に定める単位数（グリーンアジア国際戦略コースにあつては77単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、第6条に定める授業科目について専攻ごとに別に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。（学位論文及び最終試験）
- 第15条 修士論文は、在学期間中、本学府の定める期日までに、指導教員を経て、本学府長に提出するものとする。
- 第16条 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、必要な研究指導を受け、かつ、本学府教授会の議を経て、本学府長の承認を得て提出するものとする。この場合において、専攻ごとに別に定める単位数を修得しておかなければならない。
- 2 前項前段の規定にかかわらず、博士後期課程に在学する者で優れた研究業績を上げたと本学府教授会の議を経て、本学府長が認めるものは、在学期間が2年に満たなくても論文を提出することができる。
- 第17条 最終試験は、学位論文を提出した者について行うものとする。
（新炭素資源学コース）
- 第17条の2 高度の専門知識と炭素資源に関する総合能力を有する技術者及び研究者の育成を行うために、新炭素資源学コースを置く。
- 2 新炭素資源学コースの授業科目、単位数及び履修方法は、別表第5のとおりとする。
- 3 新炭素資源学コースを修了した者には、当該コースの修了証を授与するものとする。
（エネルギー環境理工学国際コース）
- 第17条の3 高度の専門知識と国際的な応用展開力を備えたグローバルに活躍できる高度技術者及び研究者の育成を行うために、エネルギー環境理工学国際コースを置く。
- 2 エネルギー環境理工学国際コースの授業科目、単位数及び履修方法は、別表第6のとおりとする。
- 3 エネルギー環境理工学国際コースを修了した者には、当該コースの修了証を授与するものとする。
（科目等履修生）
- 第18条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第2条第2項に定めるところによる。
- 第19条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。
- 2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。
- 第20条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。
- 2 前項の単位の授与については、第8条及び第9条の規定を準用する。
- 第21条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(聴講生)

第22条 別表第1から別表第6までの授業科目について聴講を志願する者があるときは、聴講生として聴講を許可することがある。

第23条 聴講を志願できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

第24条 聴講を志願する者は、所定の願書に履歴書及び検定料を添えて本学府長に提出しなければならない。

第25条 聴講を志願する者に対する選考方法については、本学府教授会の議を経て本学府長が定める。

(雑則)

第26条 この規則その他の規則等に定めるもののほか本学府の校務について必要な事項は、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規則第225号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院総合理工学府規則の規定は、平成17年度の本学府に入学する者から適用し、平成17年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年度九大規則第20号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第86号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院総合理工学府規則別表第1の規定（インターンシップ科目に係る規定を除く。）は、平成18年4月に本学府に入学する者から適用し、平成18年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年度九大規則第152号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成19年度に本学府に入学する者から適用し、平成19年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年度九大規則第23号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第51号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第102号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成20年度に本学府に入学又は進学する者から適用し、平成20年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成20年度九大規則第101号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学総合理工学府規則は、平成21年度に本学府に入学する者から適用し、平成21年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第103号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年度九大規則第 118 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成 23 年度に本学府に入学する者から適用し、平成 23 年 3 月 31 日に本学府に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年度九大規則第 65 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成 23 年 10 月 1 日以降に本学府に入学する者から適用し同年 9 月 30 日に本学府に在学し、同年 10 月 1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年度九大規則第 136 号）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成 24 年度に本学府に入学する者から適用し、平成 24 年 3 月 31 日に本学府に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年度九大規則第 118 号）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則（以下「新規則」という。）は、平成 25 年度に本学府に入学する者から適用し、平成 25 年 3 月 31 日に本学府に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則のうち別表第 1 の履修方法及び科目区分に係る規定並びにグリーンアジア国際戦略コースに係る規定は、平成 24 年度に本学府に入学する者から適用し、平成 24 年 3 月 31 日に本学府に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年度九大規則第 73 号）

この規則は、平成 25 年 12 月 26 日から施行し、平成 25 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年度九大規則第 148 号）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成 26 年 4 月 1 日に本学府に入学する者から適用し、平成 26 年 3 月 31 日に本学府に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年度九大規則第 49 号）

- 1 この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則は、平成 26 年度に本学府に入学する者から適用し、平成 26 年 3 月 31 日に本学府に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年度九大規則第 174 号）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院総合理工学府規則別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 の規定は、平成 27 年度に本学府に入学する者から適用し、平成 27 年 3 月 31 日に本学府に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表省略